

建設業許可等の集約化について

長野県 建設部 建設政策課

現在、建設事務所に申請いただいている建設業許可等については、令和4年4月より県庁（建設政策課）への郵送申請（※）になります。

※ 当面、建設事務所への持参提出も可能です。この場合、建設事務所から県庁へ書類が転送されます。

集約化で変わること

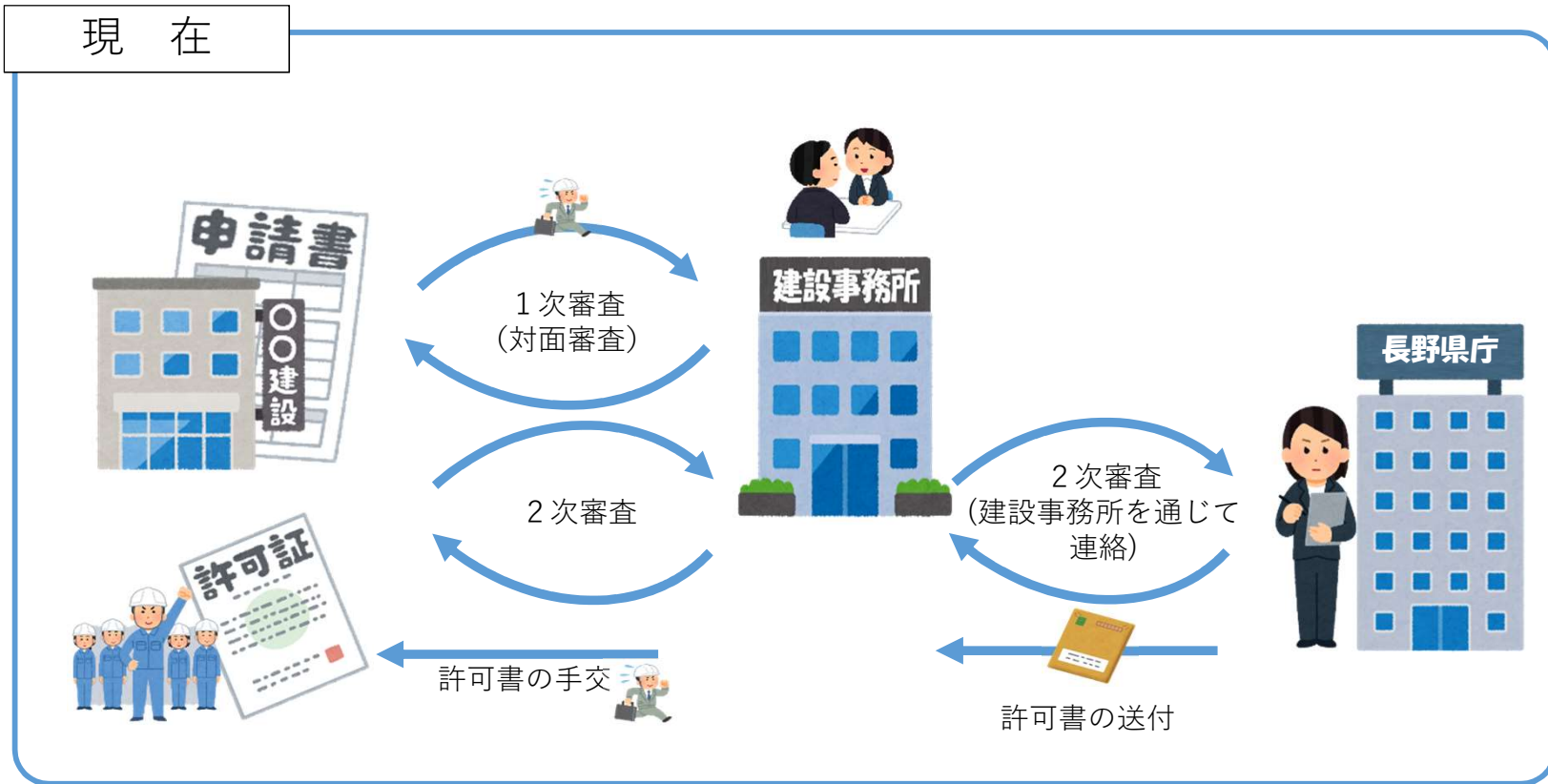
- 申請方法が変わります。
- 提出書類が簡素になります。
- 相談方法が変わります。

集約化で変わらないこと

- ・ 許可等の有効期限、必要要件などは変わりません。

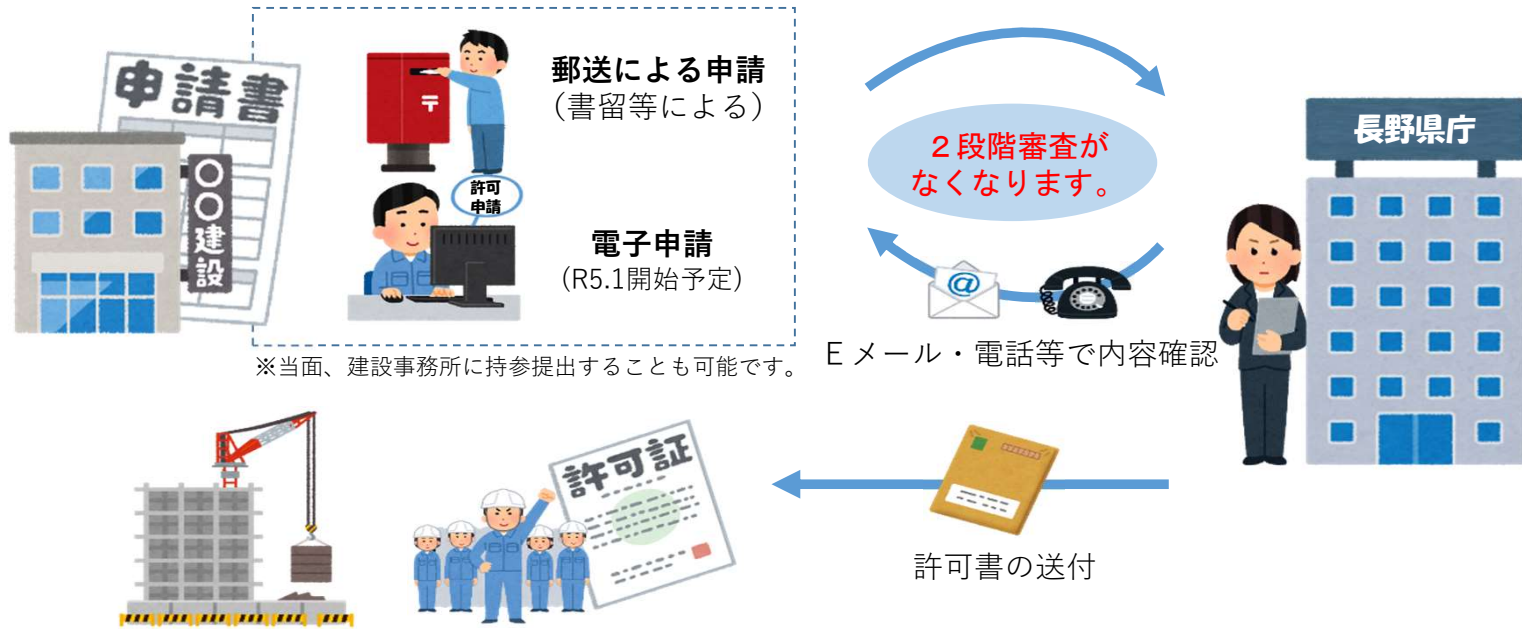
○ 申請方法が変わります。

現在



○ 申請方法が変わります。

4月から



集約化の対象となる申請など

- 建設業に関する事項
（許可（新規・更新）、認可、変更、廃業）
- 経営事項審査
- 解体工事業の登録
- 浄化槽工事業の登録
- 住宅瑕疵担保履行法に基づく報告（建設業に係るもの） 等

※ 次の申請は引き続き建設事務所への申請となります。

- ・長野県建設工事等入札参加資格審査

○ 提出書類が簡素になります。

建設業許可

○ 以下の提出書類が不要となります

- ・ 経営管理者・専任技術者の常勤性確認のための住民票
- ・ 営業所確認のための登記簿謄本、賃貸借契約書、案内図等
- ・ 建設業法施行令第3条使用人の権限等確認のための健康保険証、委任状等
- ・ 経営管理者の経験年数確認のための建設業許可通知書

<注意事項>

- ・ 従来正本及び副本2部を提出いただいていたましたが、**集約化後は正副本各1部の提出**となります。
(受付印が押印された控えが必要な場合は、控え1部と返信用封筒を同封してください。)
- ・ 郵送申請に伴い、**従来対面審査の際に提示していただいた書類(資格者証など)は、写しを提出いただく必要**があります。
- ・ 提出書類と併せて「**提出書類チェックシート**」の添付をお願いします。(書類の付け忘れ防止のため)

○ 提出書類が簡素になります。

経営事項審査

○ 以下の提出書類が不要となります

- ・ 全従業員の健康保険加入確認のための賃金台帳・保険料支払い簿等

○ 以下の提出書類は一部不要となります。

- ・ 工事経歴書に記載の工事に係る契約書・請求書等

(工事経歴書に記載されたすべての工事→工種・元下請毎に上位3件)

<注意事項>

- ・ 従来正本及び副本各1部を提出いただいていたが、**集約化後は正本のみの提出**となります。
(受付印が押印された控えが必要な場合は、控え1部と返信用封筒を同封してください。)
- ・ 郵送申請に伴い、**従来対面審査の際に提示していただいた書類(資格者証など)は、写しを提出いただく必要**があります。
- ・ 提出書類と併せて「**提出書類チェックシート**」の添付をお願いします。(書類の付け忘れ防止のため)

○ 相談方法が変わります。

審査を県庁に一元化することに伴い、4月より申請者との相談も県庁職員が行います。

[土日祝日を除く 8:30~17:00]



○ 電子メール・電話等による相談

電子メール（kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp）や電話（026-235-7293）による相談は、県庁（建設政策課）職員が対応します。



○ 建設事務所からオンラインによる相談

建設事務所にお越しいただければ、県庁(建設政策課)職員がオンラインで相談に対応します。

※ 安曇野、須坂、千曲建設事務所を除く。

また、月に2回程度、現地相談窓口を開設します。



○ 現地相談窓口の開設

行政書士等の専門家が建設業許可の申請方法などのアドバイスを行う相談窓口を県内各地に開設します。

※ 北信・中信・南信・東信それぞれ毎月2回程度の開催を予定しています。

詳しい日程や開催場所等につきましては、今後県HPにおいてご案内します。

※ 建設事務所では、上記オンライン相談の案内は行いますが、相談業務には対応できません。

分からないことがありましたら…

- 具体的にわからないことについては、建設政策課 建設業係にお問い合わせください。

TEL : 026-235-7293 , E-Mail : kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp


- 最新の情報は、長野県HPを御覧ください。

長野県公式HP ⇒ 社会基盤 ⇒ 建設・建築・開発 ⇒ 建設業 ⇒ 建設業の許可について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4syuyakuka.html>



QRコード

長野県 建設業許可  で検索

